

「地方法人課税に関する検討会」開催要綱(案)

1. 趣 旨

与党税制改正大綱等を踏まえ、地方財政審議会に「地方法人課税に関する検討会」を設置し、地方法人課税に関する諸課題について検討を行う。

2. 名 称

本検討会は、「地方法人課税に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

3. 構 成

地方財政審議会委員、別紙に掲げる地方財政審議会特別委員(関連する分野の学識経験者として、地方財政審議会令第2条第2項に基づき総務大臣が任命)及び地方公共団体関係者をもって、検討会を構成する。

4. 運 営

- (1)検討会に座長を置き、地方財政審議会会長がこれを務める。
- (2)検討会は、座長が運営する。
- (3)検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4)検討会の会議は、原則として公開しないが、会議終了後、配布資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに会議の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (5)この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が決定する。

地方法人課税に関する検討会委員

(敬称略)

(地方財政審議会委員)

◎小西 砂千夫 会長

西野 範彦

野坂 雅一

星野 菜穂子

宗田 友子

(地方財政審議会特別委員)

齊藤 由里恵 中京大学経済学部准教授

佐藤 英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

塩津 ゆりか 京都産業大学経済学部准教授

関口 智 立教大学経済学部・大学院経済学研究科教授

吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻教授

渡辺 徹也 早稲田大学法学学術院教授

(地方公共団体関係者)

河野 俊嗣 宮崎県知事 (全国知事会)

富田 成輝 岐阜県可児市長 (全国市長会)

太田 康雄 静岡県森町長 (全国町村会)

(◎は座長)